

番号	条番号	御意見の概要	御意見に対する町の考え方
1	第2条(定義)	ろう者等の規定にコーダ（聴覚障害者の健聴者家族）が含まれるならば、そのことを町民に特に広報すべき。	町民全てが平等に社会生活を送ることを目指しているため、ろう者等に聴覚障害者の健聴者家族を含む点を特に強調して広報することは要しないと考えます。
2	第2条(定義)	ろう者は難聴者を含むか否かを別として聴覚障害者であり、「手話を言語として日常生活又は社会生活を営む」という限定をすることは不要ではないでしょうか。	本条例は、手話への理解促進等を通じ、町民全てが平等に社会生活を送ることができる地域社会の実現を目指しているため、聴覚障害者であるか否かを問わず、手話を言語として用いる人を「ろう者等」と規定しています。
3	第4条(町の責務)	条文中に「合理的配慮を行うものとする」を加えてほしい。	第2条第4号において、手話の普及等について合理的配慮を行うことと規定していること、また、町としても手話の普及等に限らず、障害のある方への合理的配慮は当然に行うべきものと考えていることから、改めて条文中に「合理的配慮を行う」旨を規定することは要しないと考えます。
4	第4条(町の責務)	障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されます。これを受け、第5条として「事業者の役割」を設け、働きやすい職場環境のためにも事業者の役割を明確化してほしい。	町としましても、障害者が暮らしやすい社会を目指すためには、事業者の役割の明確化は必要と考えますので、事業者の役割の条を設けます。
5	第4条(町の責務) 第6条(町の取組)	役場の窓口到手話のわかる職員を配置することを施策とすることを条例に取り入れてほしい。	具体的な施策につきましては、今後、条例に規定する取組を推進する中で、対応してまいりたいと考えます。
6	第6条(町の取組)	条文中において、使用している「ものとする」は、義務を弱める用語と認識しているため、「取組を行う」又は、「取組を行うよう努める」とすべきではないでしょうか。	取組方針には変わりはないと考えますので、御理解ください。
7	第6条(町の取組)	条文に「町は手話の普及等の施策に当たっては、ろう者及びその関係団体とその実施について確認し、協議して進めるものとする」を追加し、ろう者のことを決めるのに当事者抜きで決めないでほしい。	町としても、ろう者や関係団体と協力して取り組んでいきたいと考えますので、条文に規定します。

番号	条番号	御意見の概要	御意見に対する町の考え方
8	第6条(町の取組)	小中学生対象の手話体験講座を提供したい	今後、小中学校や教育委員会へ講座の実施について協力を求めていきたいと考えます。
9	第6条(町の取組)	心豊かな生活につながるよう、老人ホームの介護士及びヘルパーの方とろう者等が手話でコミュニケーションがとれると良い。	今後、当該意見をふまえ、介護事業所等に対する施策も検討していきたいと考えます。
10	附則	施行するにあたり、体制がろう者や手話検定合格者、手話サークル等からの意見聴取が不十分であり、いつまでにどのような体制を作るのか明確でないため、施行体制不整備が期限なく続くことが危惧されます。施行日を来年に延長し、体制整備を望みます。	本条例は理念を定める条例であることから、早期の施行が最優先であると考えます。 なお、意見聴取については、今までどおり必要に応じて実施し事業に反映させていきます。
11	前文	条文中の「手話」が日本語対应手話ではなく「日本手話」であること及び手話の役割、苦難の歴史を基礎において本条例が制定されることを前文で明らかにし、本条例の必要性を町民が確認する必要があるため、前文が必要ではないでしょうか。	本町の条例においては、前文形式は採用していないため従前のおり前文は置かないことといたします。
12	その他	条例に基いてどのような取組が行われたか首長が議会報告してほしい。	町が行った事業については、「主要な施策の成果と予算の執行状況報告」として毎年議会へ報告しているため、条例に規定する必要はないものと考えます。
13	その他	条例がますます実りあるものとなるように、定期的（毎年又は隔年検討する）に見直しをしてより良いものへと発展させてほしい。	本条例は理念を定めたものであるため、定期的な見直しを図るものではないと考えますが、条例の内容が実態にそぐわなくなった場合には必要に応じて見直しをしていきたいと考えます。

※類似する意見などは、適宜集約しているため、意見数の合計と一致しません。